

令和2年度裾野市農業委員会6月総会 議事録

1. 開催日時 令和2年6月10日(水) 午後1時30分から午後2時35分
 2. 開催場所 裾野市役所4階401会議室
 3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	荻田 能文	7	西島美津代	東	芹澤 渉一	富岡	西島 徹夫
		8	飯塚 芳正	東	高草 富一	富岡	永田 榮泰
3	服部 敏淳	9	神戸 俊之	西	関野 孝平	富岡	眞田 正昭
4	鈴木 昭子	10	杉山 克己	深良	大庭 学	須山	杉山 勝良
5	手綱 史芳	11	勝又 俊博	深良	志村 重利	須山	渡邊 秀行
6	勝又実佐男	12(会長)	岡田 廣正				

4. 欠席委員

2	杉山 邦利					
---	-------	--	--	--	--	--

5. 事務局出席者

事務局長 横山英哉 書記 小林義彦 書記 中村健児 書記 勝又友揮 書記 手代木美佳

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

4	鈴木 昭子	6	勝又 実佐男
---	-------	---	--------

第3 議事

- (1) 報第 4号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (2) 報第 5号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (3) 議第 6号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について
- (4) 議第 7号 農地法第5条の規定による許可の取り消しについて
- (5) 議第 8号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について
- (6) 議第 9号 農地利用集積計画(案)の決定について
- (7) 議第10号 農地中間管理事業にかかる農地利用集積計画(案)の決定について

7. 会議の概要

議長

只今から令和2年度裾野市農業委員会6月総会を開会します。
 本日の委員は12名中11名出席ですので、総会は成立しています。
 議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議ございませんか。

(異議なし)

議長

それでは、4番 鈴木昭子委員、6番 勝又実佐男委員にお願いします。
 会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の手代木美佳氏を指名します。
 それでは、議事に入ります。報第4号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について

事務局

はい。報第4号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について

(議案朗読)

議 長 　ただ今の報第4号について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 無し)

議 長 　質疑応答が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思いま
す。

次に、報第5号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について

事務局 　はい。報第5号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
番号1

(議案朗読)

議 長 　ただ今の報第5号について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等無し)

議 長 　質疑応答が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思いま
す。
次に、議第6号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1 事務局
からの説明をお願いします。

事務局 　はい。議第6号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1

(議案朗読・投影により説明)

議 長 　続きまして、地区担当委員 推進委員 高草富一委員から議案について説明をお願
いします。

地区担当委員

申請地は、裾野市民体育館から約800m東に位置しています。

申請地のうち229-1、271-5は農用地区域内の農地です。面積は3筆合計で730㎡
です。地目は登記、現況ともに畑です。

申請地は、昭和62年に譲渡人が相続により取得し、耕作をしてきました。しかし、
譲渡人も高齢となり、中心となって耕作管理をしていくことが難しくなったため、息
子である譲受人に贈与することにしました。

耕作は、譲受人が中心となり行います。

本人は30年の農業経験があり、経験や技術について問題ありません。

農機具も十分に所有しており、申請地取得後も営農に問題はないと思われま
す。

申請地取得後の経営農地は8,825㎡で、下限面積を満たしています。通作に係る時
間は自宅から徒歩5分から10分程度です。

他の農地についても、概ね適切に維持管理されています。また従事日数の基準や、
地域との調和についても問題ありません。

耕作計画によると、野菜等を作付する予定です。

周辺農地への悪影響は、特にないと思われま
す。ご審議のほどお願いします。

議 長 　ただ今の議第6号番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 無し)

議 長 それでは、お諮りします。議第6号番号1について本案を原案の通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で決定することに決定します。
続きまして、議第6号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号2～4は関連がありますので一括して審議いたします。事務局からの議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第6号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号2～4
(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当委員 推進委員 高草富一委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 申請地は、裾野市民体育館から北に約750mのところ position しています。
申請地は市街化調整区域内にある農地です。面積は4筆合計で573㎡、地目は公簿、田、現況は畑となります。
各申請地は、昭和62年当時に譲受人の兄弟が相続遺留分として取得しましたが、一部の申請地については、新たな相続により現在の所有者となっております。
この間、申請地については、隣地に居住する譲受人が管理を行ってきましたが、譲渡人の高齢化、代が変わったこと、遠方であることなどの理由により、話のまとまった申請地について今回の申請に至ったものです。
耕作は、譲受人が中心となり行います。
農機具は所有しており、通作に係る時間は自宅から徒歩1分程度です。申請後の経営農地は借受農地と合わせ合計で4,023㎡となり、下限面積を満たしています。
従事日数の基準や地域との調和について問題はありません。
耕作計画によると、露地野菜を作付する予定です。
周辺農地への悪影響は、農地に接していないため特にないと思われます。ご審議のほどお願いします。

議 長 ただ今の議第6号番号2～4について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それではお諮りします。議第6号番号2～4について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で決定することに決定します。
続きまして、議第6号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号5 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第6号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号5
(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当委員 推進委員 永田榮泰委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、市営総合グラウンドから西に約 250mのところに位置しています。申請地は市街化調整区域内の農地です。面積は 970 m²で、地目は登記簿・現況共に畑です。

申請地は、平成 29 年に譲渡人が相続により取得しました。

譲受人は元々御宿地先に 4,156 m²の農地を所有しておりましたが、土地区画整理事業に提供したため、その代替地として申請地を購入し耕作を行っていくことで話がまとまり、申請に至ったものです。

耕作は譲受人の家族 4 人で行いますが、4 人とも長年の農業経験があり、経験や技術について問題ありません。

農機具も十分に所有しており、申請地取得後も営農に問題はないと思われます。申請地取得後の経営農地は 14,344 m²で、下限面積を満たしています。

通作にかかる時間は、自宅から車で 5 分程度です。

他の農地についても、概ね適切に維持管理されています。また従事日数の基準や、地域との調和についても問題ありません。

耕作計画によると、露地野菜を作付する予定です。

周辺農地への悪影響は、特にないかと思われます。ご審議のほどお願いします。

議 長

ただ今の議第 6 号番号 5 について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第 6 号番号 5 について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

続きまして、議第 7 号 農地法第 5 条の規定による許可の取り消しについて 番号 1 と議第 8 号及び農地法第 5 条の規定による許可申請の裁定について番号 4 は関連がありますので、一括して審議いたします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第 7 号 農地法第 5 条の規定による許可の取り消しについて 番号 1 及び議第 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の裁定について 番号 4 (議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 7 番 西島美津代委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、五味八珍裾野店の約 100m 南側に位置しています。

現況は休耕地となっています。

本件は、5 月総会議案として審議し承認されましたが、受人側の都合により、受人に妻である松下桂子氏を追加することとなったため、5 月 20 日に許可の取消願が提出され、再度申請されたものです。転用計画等に変更はありません。

受人は、現在賃貸の店舗で理容業を営んでおり、住居は別に賃貸し生活しています。今後の人生設計を考え、新たに土地を取得し理容業の店舗兼住宅を建てることを計画しました。

渡人は、不動産業者を通じ受人の計画を知り、自身が高齢となり体力的にも営農が大変となってきているため、受人に土地を売却することに承諾したため、申請するものです。

農地区分は、第 2 種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は

問題ないと思います。

転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正です。また、申請地は市街化調整区域ではありますが、店舗併用住宅の計画について市まちづくり課との協議の上許可される見込みが立っており、他法との調整が図られていることから、一般基準を満たしていると考えられます。

この案件は都市計画法上の開発行為に該当するため、農地法5条と開発行為の同時許可となります。

西側は道路、北側は転用計画地、東側・南側は農地に接しています。

東側・南側は、農地との境から約1m手前に新設のブロック積みを施工して、雨水対策を講じます。また、汚水等の排水は、合併浄化槽を経由し、西側道路側溝へ放流します。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われれます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 　ただ今の議第7号番号1及び議第8号番号4について、質疑等がありましたらお願ひします。

高草富一委員 　申請地東側の土地が崩れそうなところはブロックを設置すると思うが、どのような構造になっているのか？

事務局 　L字型ブロックを設置します。

西島美津代委員 　今回の案件に限ったことではないが、農地から宅地に転用するとき水道管の引き込み工事費は個人負担になるのか？

事務局 　確認できていないので確認します。

議長 　本管が通っていればすぐにできて低額でできるが、通っていないと高額になるという話を聞いた。

西島美津代委員 　土地が安いからといってそこに家を建てると決まった後に、水道管の引き込み工事費で思わぬ金額が発生してしまうのはいかがなものかと思う。

高草富一委員 　市街化区域と市街化調整区域では金額が違うので、注意すべき。

議長 　ほかに質疑等がありましたらお願ひします。

それではお諮りします。議第7号番号1及び議第番号4について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願ひします。

(全員挙手)

議長 　それでは、全会一致で決定することに決定します。

続きまして、議第8号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1及び番号2は関連がありますので、一括して審議いたします。事務局から議案書の説明をお願ひします。

事務局 　はい。議第8号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1及び番号2
(議案朗読・投影写真により説明)

議長 　続きまして、地区担当委員 推進委員 大庭学委員から議案について説明をお願ひ

します。

地区担当委員

申請地は、西安寺の北側に隣接しています。

現況は畑となっています。

受人である西安寺は、利用者用に約 30 台分の駐車場を確保しています。西安寺では、葬儀以外にも年中行事があるため、既存駐車場だけでは区画が不足することがあり、周辺住民へ迷惑をかけていました。

駐車場不足を解消するため、西安寺住職及び隣接農地所有者である渡人から無償譲与を受けたので、21 台分の駐車場を整備するものです。

農地区分は、第 2 種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います。

建築物や工作物に該当する施設が存在せず、建築基準法や都市計画法の申請は不要です。また、転用計画が実施される見込みがあり、転用面積も適正であることから、一般基準を満たしていると考えられます。

西側は宅地及び道路、南側は境内地、東側は山林、北側は渡人（杉田氏）の農地に接しています。

申請地は、砕石敷きとし、雨水は場内自然浸透となります。北側は見切りブロック・東側は石積みを並べ、隣接地との区分けをします。

西側 2 m 幅の細帯は、駐車場への乗入れ口となりますが、北側農地への通作路を兼ねており、周辺農地への悪影響は少ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長

ただ今の議第 8 号番号 1 及び番号 2 について 質疑等がありましたらお願いします。

勝又俊博委員

譲受人が杉田博道氏の土地は転用後、個人から法人に変わるということか？

事務局

個人から法人・西安寺に変わります。

神戸俊之委員

案内図を見ると、羽田音吉氏の土地の東側は山へ行く通路になっていると思うが、この土地の所有者はだれなのか？また、工事完了後はこの通路はどうなるのか？

事務局

西安寺所有の山林地目の土地です。この通路はそのまま残します。

議 長

ほかに質疑等がありましたらお願いします。

それでは、お諮りします。議第 8 号番号 1 及び番号 2 について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

続きまして、議第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の裁定について 番号 6～8 及び議第 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の裁定について 番号 3 は関連がありますので、一括して審議いたします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の裁定について 番号 6～8 及び議第 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の裁定について 番号 3 (議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 1 番 荻田能文委員から議案について説明をお願いします。

ます。

地区担当委員

申請地は、森脇団地より約50m南側に位置しています。

現況は畑となっています。

借人は、貸人の娘夫婦であり、出産を控えているため、現在はそれぞれ実家に住んでいます。出産を機に、新居を建てる計画を立てており、妻の父である貸人に、分家住宅を建てたい相談をしたところ承諾を得られたため5条申請に至りました。

排水は、前面道路での接続ができなかったため、合併浄化槽から、雨水と共に5条申請地から西側河川へ放流します。排水経路は、通作路として利用される871-5、茶畑の874-1、芝畑の878、茶畑の877-2の各農地を経由します。排水管は、各申請地へ全て埋設するため、農地法3条の手続きにより区分地上権を設定するものです。

農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います。

転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正です。都市計画法・建築基準法等の他法令との調整も図られており、一般基準を満たしていると考えられます。

5条申請地について、北側は隣接農地への通作路、東側は原野、南側は農地、西側は道路に接しています。

申請地の外周には見切りコンクリートを施し、雨水対策を講じたうえで自然浸透とします。排水は、排水管を3条申請農地へ埋設し西側河川へ放流します。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長

ただ今の議第6号番号6～8及び議第8号番号3について、質疑等がありましたらお願ひします。

議 長

雨水、排水の対策のために河川放流か、よく使用されている自然浸透があるが、それは施主側の意向でどちらかを決めるのか、それとも行政が決めるのか？その基準があるのかないのか？

事務局

大量に雨が降った場合に浸透が間に合うのかという問題が出るため、流量計算を行ったときに大半の方は排水管での河川放流を選択します。流量計算の結果がすべてとなるため、行政がどちらかを決めているというわけではない。

議 長

それは、建築申請をしたときに、流量計算の結果も提出して、自然浸透か排水管を通して河川放流をするのかを行政指導をもとに行うということでのよいのか？

事務局

まちづくり課と確認します。

議 長

ほかに質疑等がありましたらお願ひします。

それでは、お諮りします。議第6号番号6～8及び議第8号番号3について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願ひします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

続きまして、議第9号 農地利用集積計画(案)の決定について 番号1 事務局から説明をお願ひします。

事務局

はい。議第9号 農地利用集積計画(案)の決定について 番号1 (議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当委員 9番 神戸俊之委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 利用権設定地は、裾野市給食センターから約500m南東に位置します。
現況は、3筆とも田で、面積は3筆合計で1332㎡です。
借人は三島市在住で、借人の夫の山田幹夫さんにより貸人の農地について、平成24年9月より利用権設定し賃貸借により耕作を行ってきましたが、今回は平成27年に更新された利用権設定の更新となります。
尚、山田幹夫さんは昨年、亡くなられたことから、妻の山田たけ子さんが借人となり、引き続き農地を借受けるとのことです。
借人は、息子さんとともに申請地の他に三島市内に約4反の農地を耕作しております。
設定する期間は5年間で、賃借料は3筆で年間15000円です。
借人は、利用権設定地を引き続き水田として耕作します。
現状でも有効に活用されており、特に問題はないと思いますので、ご審議をよろしくお願いします。

議 長 ただ今の議第9号番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第9号番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で決定することに決定します。
続きまして、議第10号 農地中間管理事業にかかる農地利用集積計画(案)の決定について 番号1 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。議第10号 農地中間管理事業にかかる農地利用集積計画(案)の決定について 番号1
(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当委員 10番 杉山克己委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 利用権設定地は向田小学校から北西に約50mのところのところに位置しています。
申請地は市街化調整区域内にある農地で、地目は公簿、現況ともに田ですが、内、一筆は通作路としての利用となります。面積は3筆合計で1,433㎡です。
貸人は、平成30年に相続により利用権設定地を取得しましたが、自身で耕作管理を行うことが難しく、借りてくれる人を探しておりました。
借受者は認定農業者として地域の農業の中心的担い手であり、優良な農地を探していたところ、農地中間管理事業を活用して利用権を設定することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。
借受者の経営農地は20,070㎡あり、効率的に管理されております。経験・技術にも問題はありません。貸付期間は5年間で、使用賃貸によるものです。
耕作管理計画によると、機構に中間管理権が設定されたら、借受者に貸し出され、水稻を作付けする予定です。
周辺農地への影響は特に問題はないと思います。ご審議をお願いします。

- 議 長 　　ただ今の議第10号番号1について、質疑等がありましたらお願いします。
- 飯塚芳正委員 借人の河内昭二氏は今回の申請が初めてなのか？継続しているのか？
- 事務局 　　今回の申請が初めてです。
- 飯塚芳正委員 　　水稻を作付け予定だが、今年はどうやらないのか？
- 事務局 　　すでに作付けしています。地権者は地主から事前に許可が出ていれば、機構側は問題ないと言っております。
- 議 長 　　ほかに質疑等がありましたらお願いします。
それではお諮りします。議第10号番号1について、本案を原案の通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議 長 　　それでは、全会一致で決定することに決定します。
続きまして、議第10号 農地中間管理事業に係る農地利用集積計画(案)の決定について 番号2～3は関連がありますので、一括して審議いたします。
こちらの案件については、手綱史芳委員が関係する案件になります。農業委員会法第31条第1項に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」という規定があります。これに準じて、手綱史芳委員は、議案審議の間、一時退席願います。
(手綱史芳委員 退席)
- 議 長 　　事務局から議案書の説明をお願いします。
- 事務局 　　はい。議第10号 農地中間管理事業にかかる農地利用集積計画(案)の決定について 番号2及び番号3
(議案朗読・投影写真により説明)
- 議 長 　　続きまして、地区担当委員 推進委員 杉山勝良委員から議案について説明をお願いします。
- 地区担当委員 　　利用権設定地は、須山中学校から公衆用道路を挟み北西に位置しています。
申請地は1496-2が農用地区域内、1496-7が市街化調整区域内の農地です。地目は公簿、現況ともに畑です。耕作利用面積は、2筆合計面積のうち4,853㎡です。
貸人は、相続により利用権設定地を取得し、ともに平成26年から農地利用集積円滑化事業を活用して利用権を設定し、借受者はそばの作付けを行ってきました。その期間が令和2年6月末に満了するため、今後は農地中間管理事業を活用して改めて利用権を設定することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。
借受者は認定農業者であり、経営農地は111,000㎡あり、効率的に管理されております。経験・技術にも問題はございません。貸付期間は6年間で、使用貸借によるものです。
耕作管理計画によると、機構の中間管理権設定後も、引き続きそばを作付けする予定です。
周辺農地への影響は特に問題はないと思います。ご審議をお願いします。
- 議 長 　　ただ今の議第10号番号2及び番号3について 質疑等がありましたらお願いし

ます。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第10号 番号2及び番号3
について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で決定することに決定します。
手綱史芳委員にご着席願います。
(手綱史芳委員 着席)

議 長 これをもって令和2年度裾野市農業委員会6月総会を閉会します。

令和2年6月10日 (会議録署名人)

4番署名人

鈴木 昭子

6番署名人

勝又実佐男